

流域水害対策計画の策定について

令和6年10月15日
逢瀬川流域水害対策協議会
谷田川流域水害対策協議会

【目次】

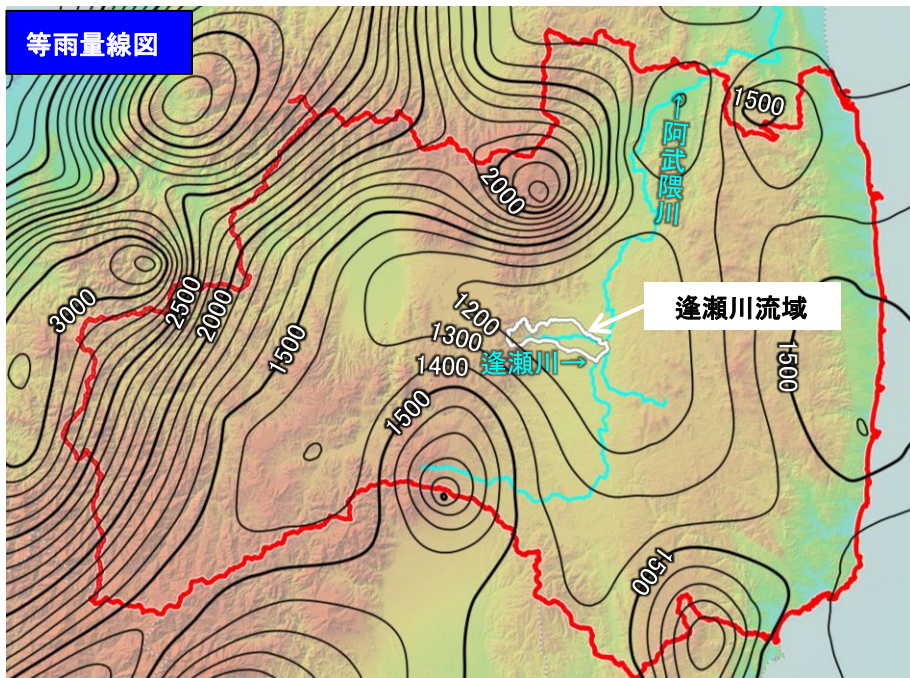
1. 逢瀬川・谷田川流域の概要
2. 逢瀬川・谷田川流域の特定都市河川指定
3. 浸水被害対策の基本的な考え方
 - (1) 現在の取組
 - (2) 特定都市河川の指定によってみんなできる5つのこと
4. 流域水害対策計画に定める事項



1. 逢瀬川・谷田川流域の概要

逢瀬川流域の自然特性

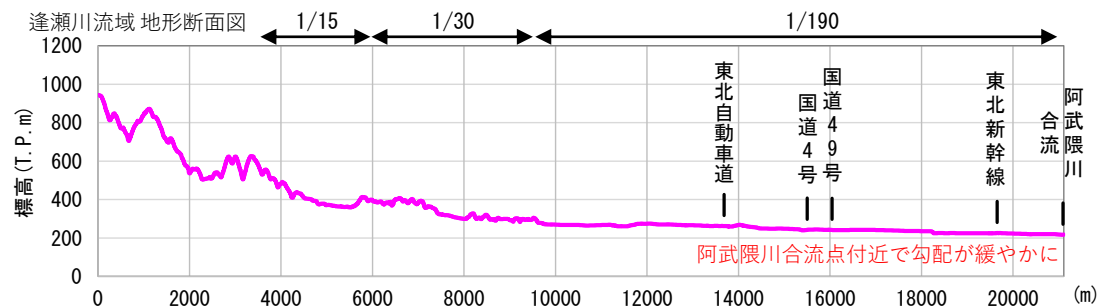
- ・ 逢瀬川流域の年降水量は1,200mm～1,300mm程度である。
- ・ 逢瀬川流域の上流部は山地で河川勾配が急であり、中流部は郡山盆地とよばれる平坦地が広がっている。阿武隈川合流点付近で、勾配が緩やかになっている。



出典：国土数値情報 平年値メッシュデータ（気象庁メッシュ平年値2020）
年降水量平年値（mm）（1991年～2020年）



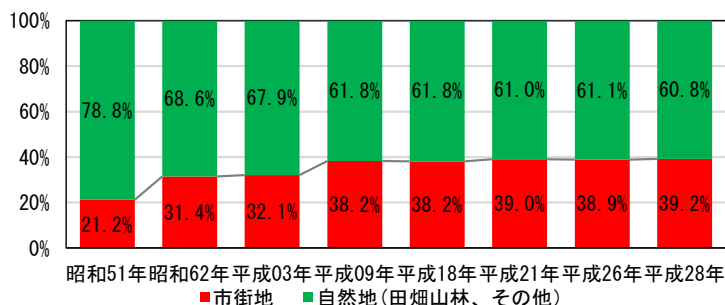
出典：基盤地図情報 10mメッシュ標高



逢瀬川流域の社会特性

- ・ 逢瀬川流域の土地利用状況は、昭和51年頃は流域面積の約21%が市街化されており、平成21年頃には約39%と増加傾向にあり、近年は横ばいである。
- ・ 流域関連市町村の人口は、昭和55年当時は約28万人程度であったが、平成17年には約34万人となっている。平成17年にピークを迎え、近年は横ばいである。
- ・ 第一次産業は3%、第二次産業は25%、第三次産業は72%である。第三次産業の占める割合が最も大きい。
- ・ 逢瀬川流域の土地利用は、上流域に森林、中流域に田畑、下流域に市街地が分布している。下流部の市街化は著しい。

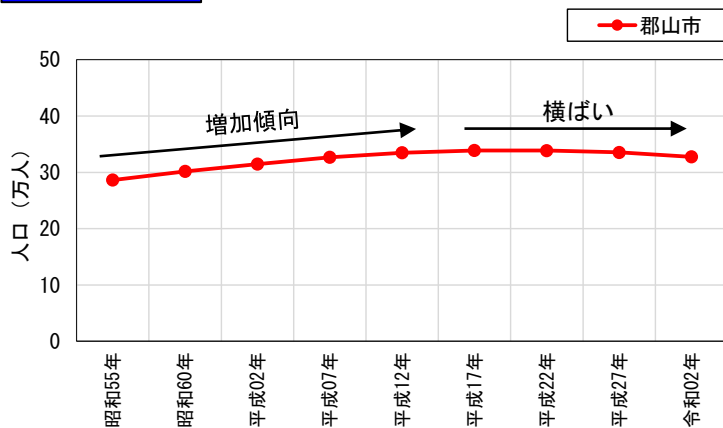
土地利用の変遷



市街地率の経年変化

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

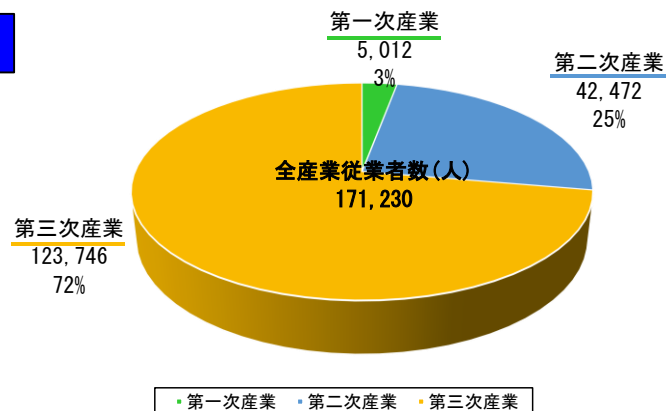
人口の推移



流域関連市町村※人口の推移 ※郡山市

出典：国勢調査

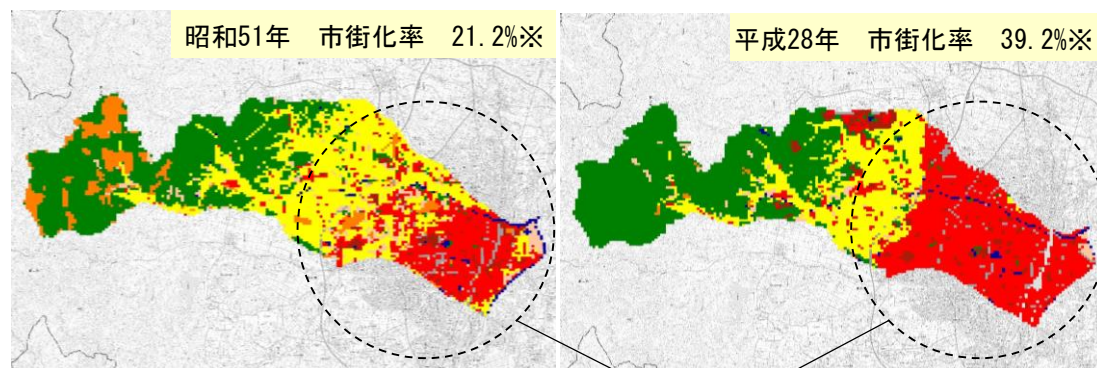
産業



流域関連市町村※の産業別就業者数 ※郡山市

出典：令和2年 国勢調査

土地利用区分図



※森林を含む流域全体における市街化率

市街化が著しい

逢瀬川流域の過去の出水

- ・ 度重なる被害を受け着実に対策・改修を進めているが、台風出水、ゲリラ豪雨等による浸水被害は度々発生している。
- ・ 昭和61年8月洪水、平成22年7月洪水、平成23年9月洪水、令和元年東日本台風で家屋の浸水被害が多く発生した。

逢瀬川での近年の洪水被害

洪水	発生要因	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	備考
昭和61. 8. 5集中豪雨水害	台風第10号から変わった温帯低気圧	87	277	
平成10年8月末豪雨による災害	前線、台風第4号	6	1	
平成11年7月13日～14日	熱帯低気圧	9		
平成14年7月10日～11日	台風第6号、梅雨前線	(135)	(103)	郡山市
平成16年7月10日・13日	梅雨前線（平成16年7月新潟・福島豪雨）	100	46	
平成16年10月19日～21日	台風第23号、前線	(8)	(1)	郡山市
平成17年8月20日	大気の状態不安定	2		
平成20年7月27日	大気の状態不安定	(91)	(24)	郡山市
平成22年7月6日・7日	大気の状態不安定	(139)	(304)	郡山市
平成23年9月21日	台風第15号	11	59	
平成25年7月22～23日	梅雨前線、大気の状態不安定	10	2	
平成29年10月22～23日	台風第21号、前線	(7)		郡山市
平成30年7月10日	大気の状態不安定	(2)		郡山市
令和元年10月12日～13日	令和元年東日本台風（台風第19号）	186	515	※

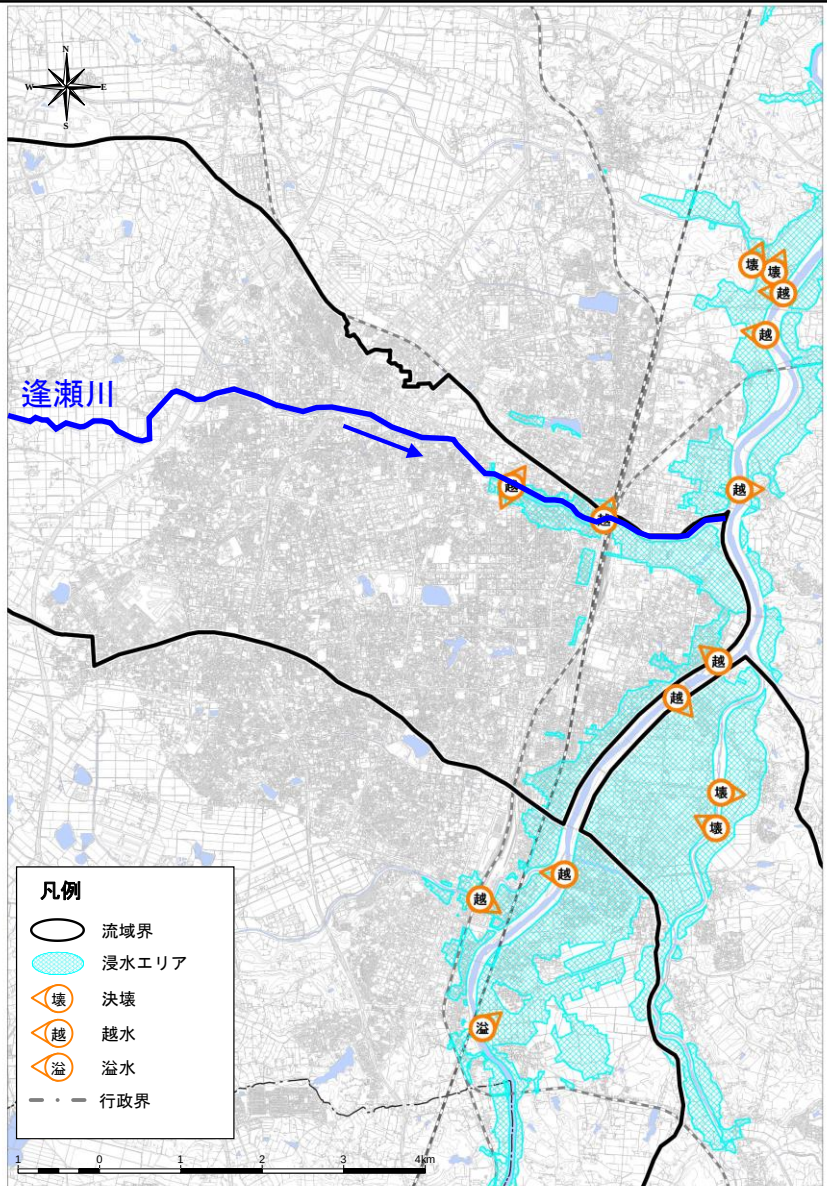
出典：水害統計

※発生要因等は、福島気象台の指導により加筆、修正（朱書き箇所）

※令和元年東日本台風の被害件数は、阿武隈川左岸からの越水による浸水戸数も含む。

逢瀬川流域の被害概要(令和元年東日本台風)

- ・ 令和元年東日本台風では、逢瀬川において、越水による浸水被害が発生した。
- ・ 逢瀬川流域において、床下浸水64件、床上浸水282件の浸水被害が生じた。



令和元年洪水の浸水域



阿武隈川合流点付近

(出典：国土地理院撮影 撮影日令和元年10月13日)



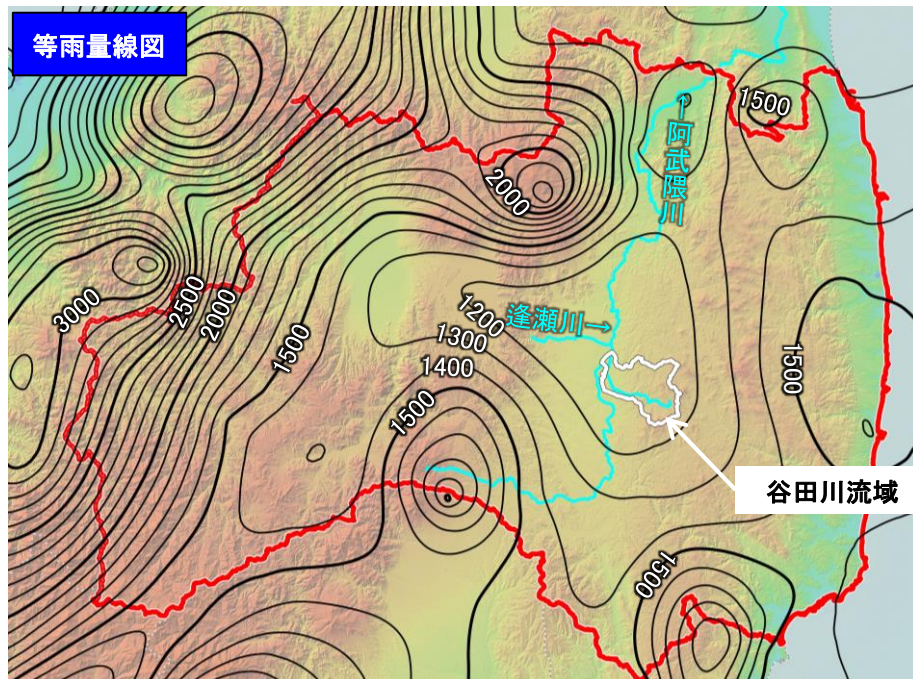
若葉町交差点浸水状況

(出典：福島河川国道事務所 令和元年東日本台風写真集)

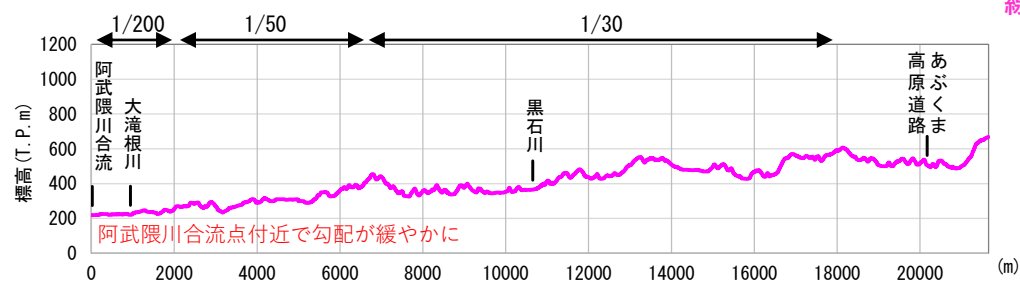
谷田川流域の自然特性

- 谷田川流域の年降水量は、1,200mm程度である。
- 谷田川の上流部から中流部は山地であり、地形勾配は急である。阿武隈川合流点付近で、平坦な地形となっている。

出典：基盤地図情報 10mメッシュ標高



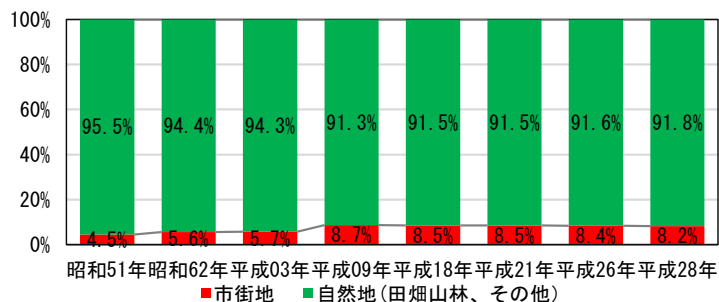
谷田川流域 地形断面図



谷田川流域の社会特性

- 谷田川流域の土地利用状況は、昭和51年頃は流域面積の約5%が市街化されており、平成9年頃には約9%と増加傾向にあった。その後はほぼ横ばいとなっており、平成28年の市街地率は約8%である。
- 流域関連市町村の人口は、昭和55年当時は約37万人程度であったが、平成17年には約43万人となっており、人口の伸びをみると、平成17年にピークを迎え、近年はやや減少傾向にある。
- 第一次産業は4%、第二次産業は26%、第3次産業は70%である。第3次産業の占める割合が最も大きい。
- 谷田川の土地利用は上流部・中流部森林で、下流部は市街地である。下流部の市街化は著しい。

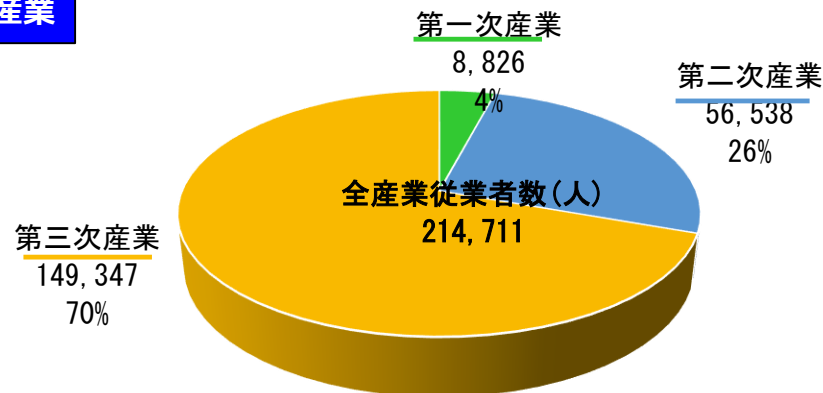
土地利用の変遷



市街地率の経年変化

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

産業

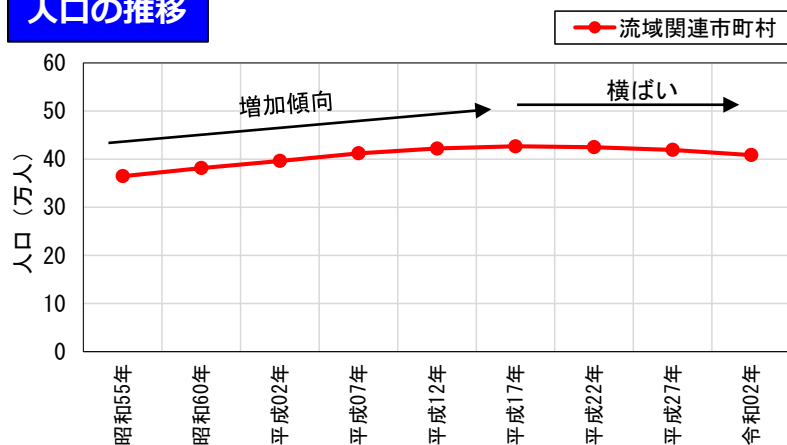


■第一次産業 ■第二次産業 ■第三次産業

流域関連市町村※の産業別就業者数 ※郡山市、平田村、須賀川市

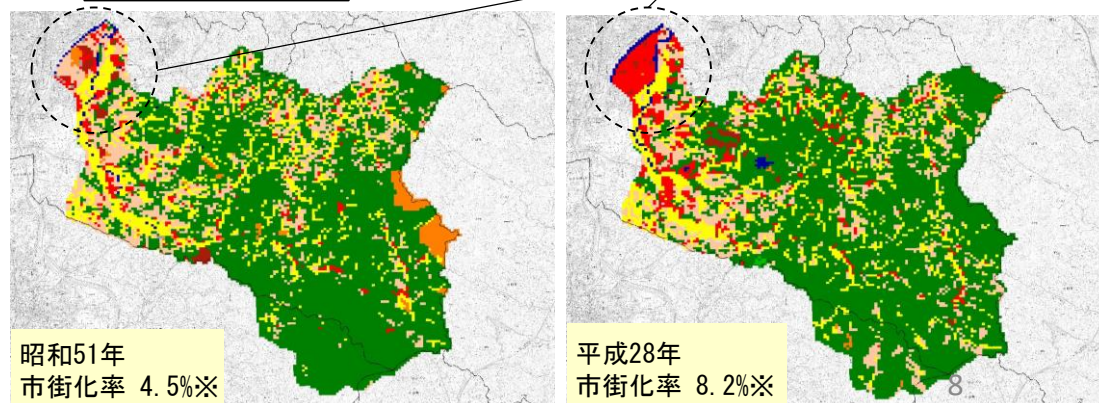
出典：令和2年 国勢調査

人口の推移



流域関連市町村※人口の推移 ※郡山市、平田村、須賀川市

土地利用区分図



谷田川流域の過去の出水

- ・ 度重なる被害を受け着実に対策・改修を進めているが、台風出水やゲリラ豪雨等による浸水被害は度々発生している。
- ・ 大規模な浸水被害は、昭和61年8月洪水、令和元年10月洪水で家屋の浸水被害が顕著である。

谷田川での近年の洪水被害

洪水	発生要因	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	備考
昭和61. 8. 5集中豪雨水害	台風第10号から変わった温帯低気圧	76	210	
平成11年7月13日～14日	熱帯低気圧	(8)		郡山市
平成14年7月10日～11日	台風第6号、梅雨前線	(135)	(103)	郡山市
平成16年7月10日・13日	梅雨前線（平成16年7月新潟・福島豪雨）	(239)	(61)	郡山市
平成16年10月19日～21日	台風第23号、前線	(8)	(1)	郡山市
平成17年8月20日	大気の状態不安定	(194)	(51)	郡山市
平成20年7月27日	大気の状態不安定	(91)	(24)	郡山市
平成22年7月6日・7日	大気の状態不安定	(139)	(304)	郡山市
平成23年9月21日	台風第15号	(20)	(265)	郡山市
平成25年7月22～23日	梅雨前線、大気の状態不安定	(47)	(11)	郡山市
平成29年10月22～23日	台風第21号、前線	(7)		郡山市
平成30年7月10日	大気の状態不安定	(2)		郡山市
令和元年10月12日～13日	令和元年東日本台風（台風第19号）	146	940	※

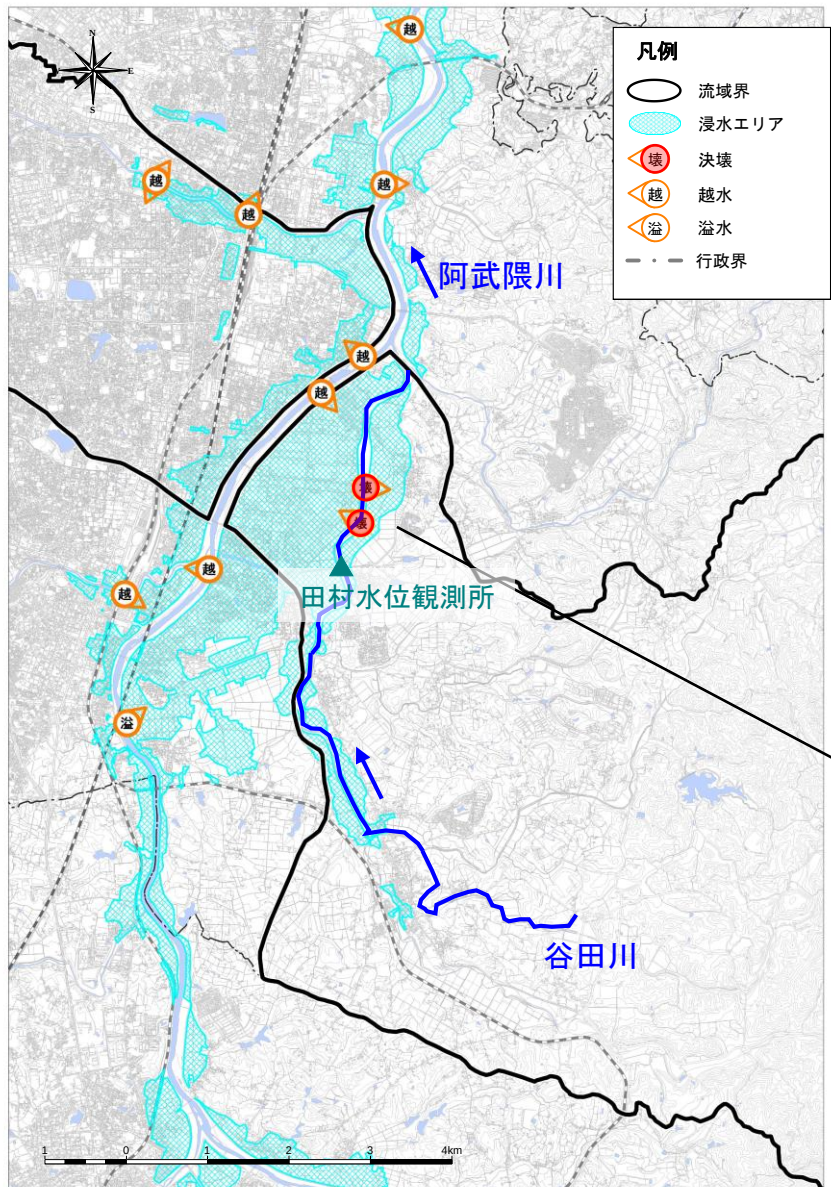
出典：水害統計

※発生要因等は、福島気象台の指導により加筆、修正（朱書き箇所）

※令和元年東日本台風の被害件数は、阿武隈川右岸からの越水による浸水戸数も含む。

谷田川流域の被害概要(令和元年東日本台風)

- ・令和元年東日本台風では、谷田川で左岸1箇所、右岸1箇所の2か所で堤防決壊が生じた。
- ・阿武隈川本川からの越水氾濫が生じた。郡山中央工業団地を含む低平地では広範囲の浸水が生じた。



令和元年洪水の浸水域



阿武隈川合流点付近

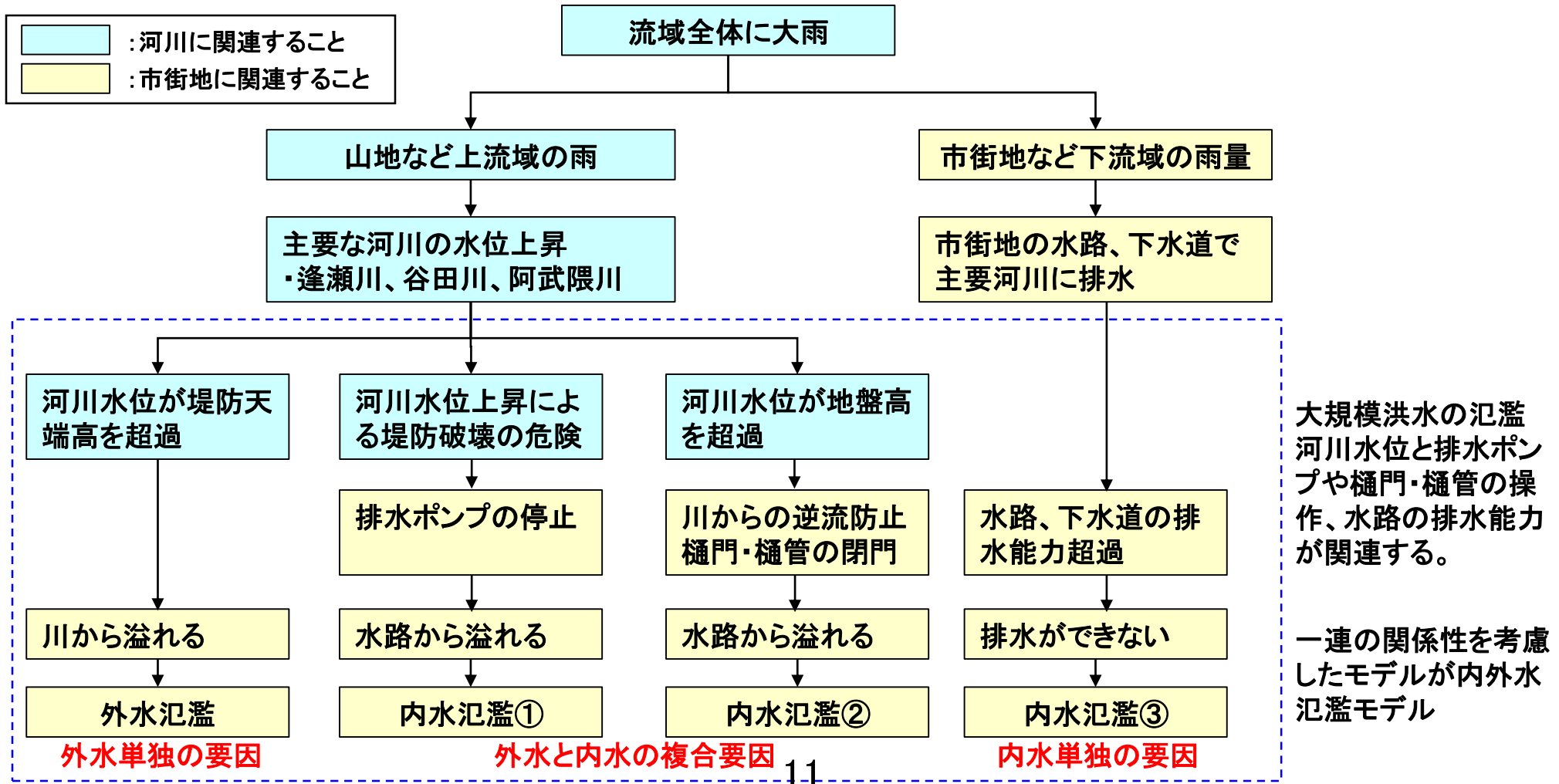
(国土地理院撮影：撮影日令和元年10月13日)



出典：令和元年台風19号災害の概要 福島県県中建設事務所
谷田川破堤箇所 (2.5km左岸)

内外水一体の氾濫解析モデル 氾濫の特徴

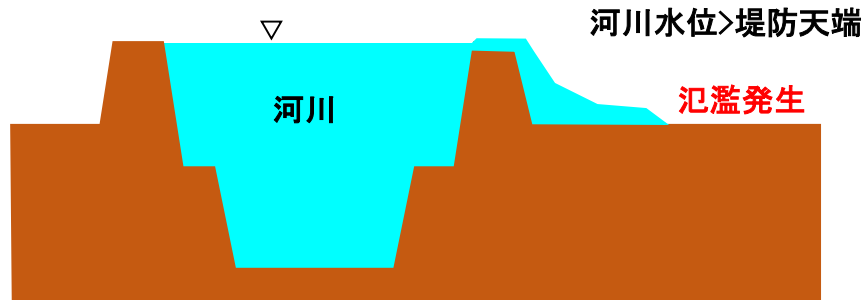
- ・実際の洪水では、**外水氾濫**だけでなく、**内水氾濫**が発生する。
- ・**外水氾濫**は、川の水位が高くなり、堤防天端から越水や掘り込み河道から溢れる溢水が多い。
- ・**内水氾濫**は、①川の水位が高くなり堤防が危険にあるため排水ポンプの停止、②川からの逆流を防止するため樋門・樋管の閉門、③大雨による支川や下水道の排水能力超過が考えられる。
- ・**内外水一体の氾濫解析モデル**は、上記の関連性を考慮し、氾濫状況を解析することが可能となる。



内外水一体の氾濫解析モデル 氾濫の特徴

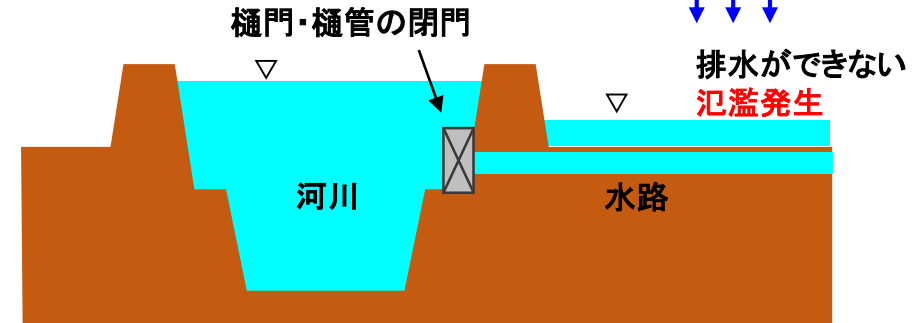
外水氾濫(外水位>堤防天端)

山地などの上流域の雨で河川水位が上昇
河川水位が上昇し、堤防天端を超えて氾濫



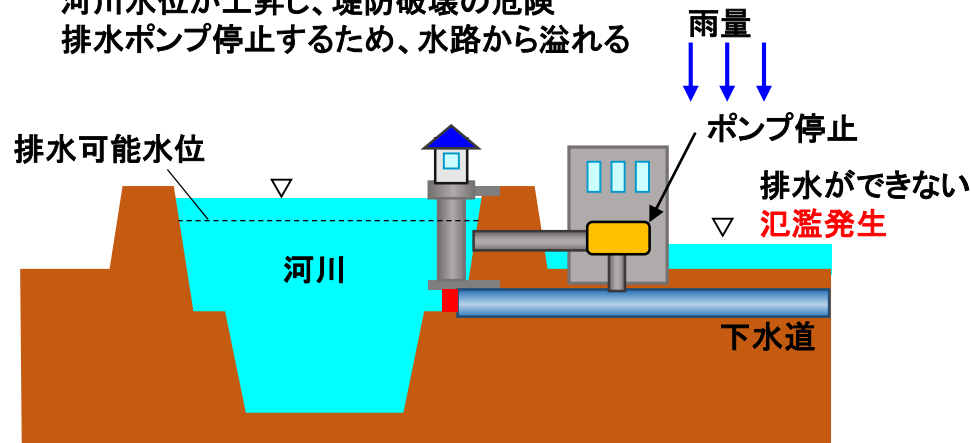
内水氾濫② (外水位>内水位)

山地などの上流域の雨で河川水位が上昇
河川水位が上昇し、地盤高を超過
樋門・樋管を閉門するため、水路から溢れる



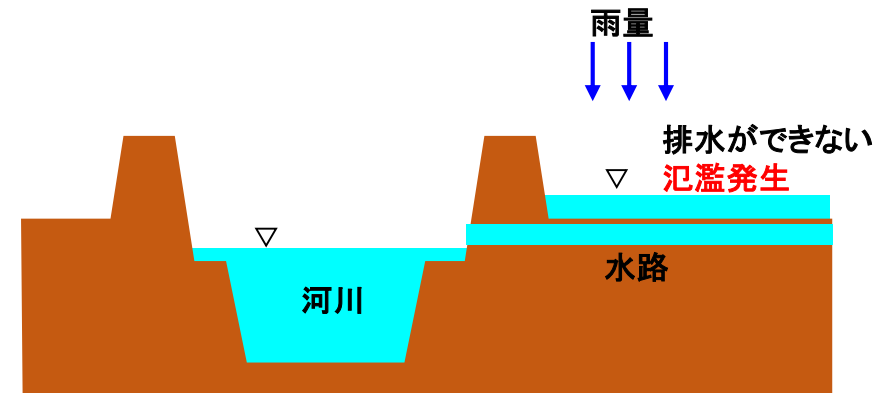
内水氾濫① (外水位>排水可能水位)

山地などの上流域の雨で河川水位が上昇
河川水位が上昇し、堤防破壊の危険
排水ポンプ停止するため、水路から溢れる



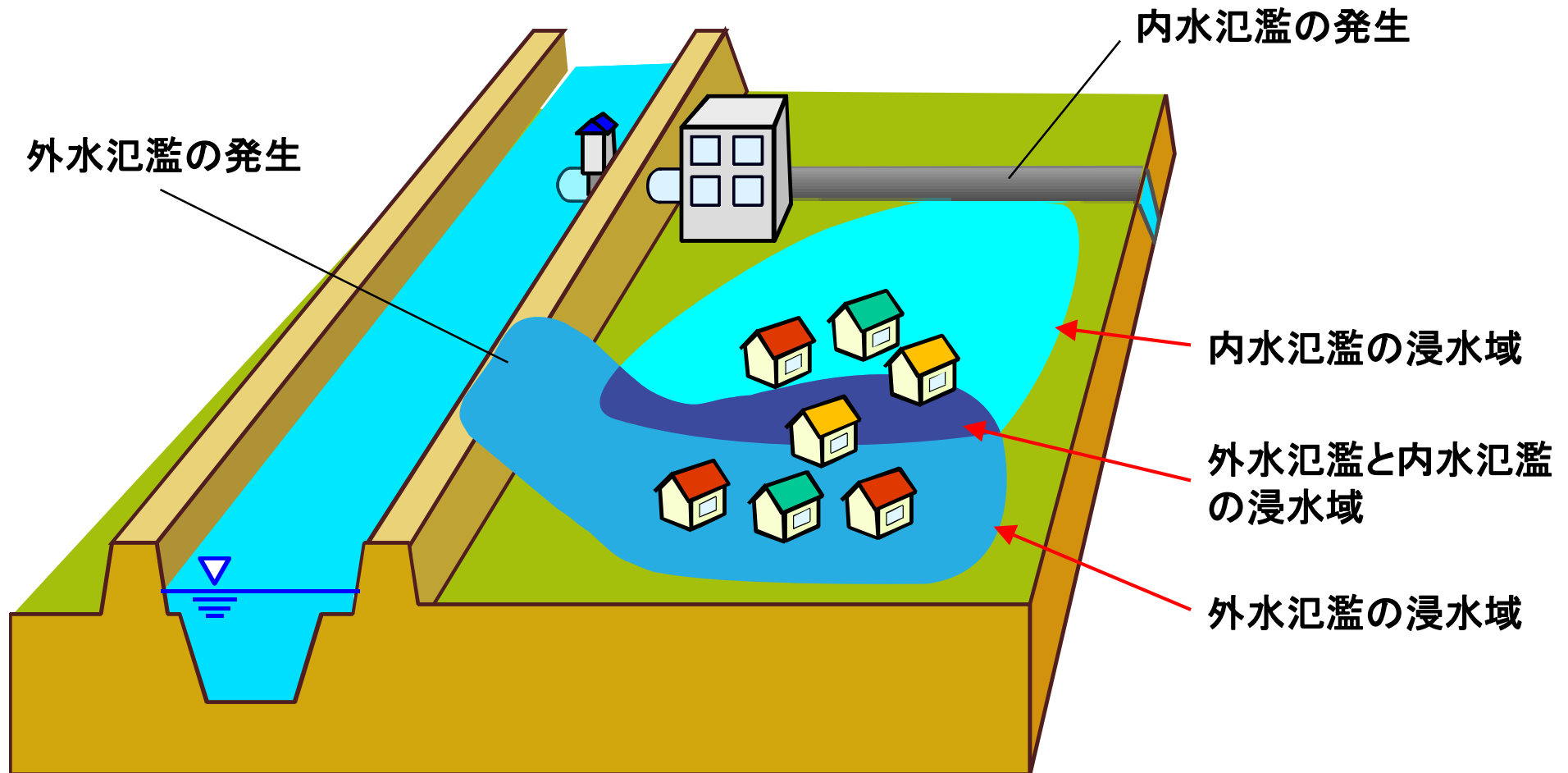
内水氾濫③ (排水能力>雨量の強さ)

市街地の水路、下水道で主要河川に排水
市街地が大雨で、排水能力を超える



内外水一体の氾濫解析モデル 氾濫の特徴

- ・外水位、内水位の関係性、氾濫の特徴を表現するため、**内外水一体の氾濫解析モデル**を構築
- ・水路や河川から氾濫した水は、堤内地の広がり方を解析し、市街地や田んぼの浸水深を算定する。



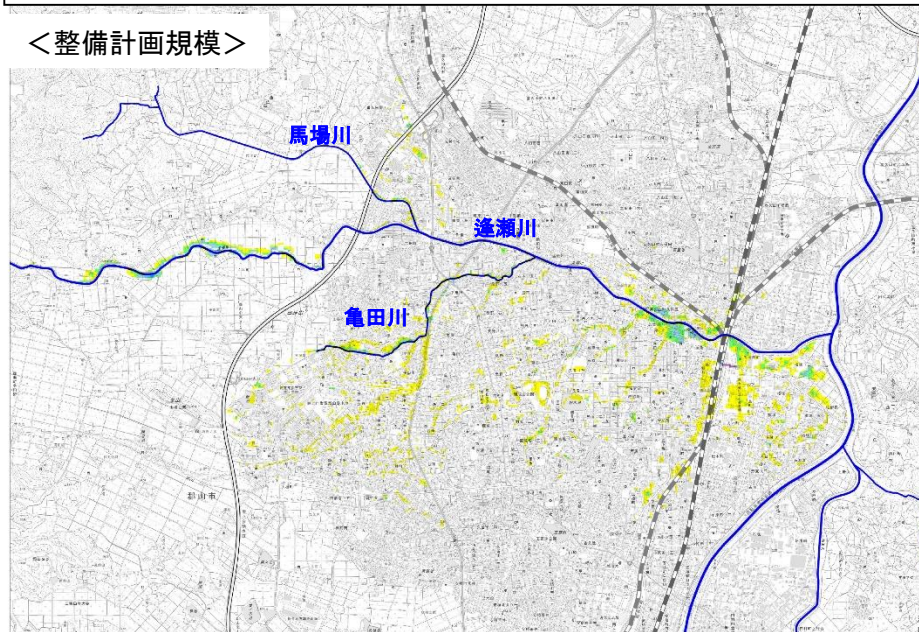
内外水氾濫モデルのイメージ

現時点における逢瀬川の氾濫状況

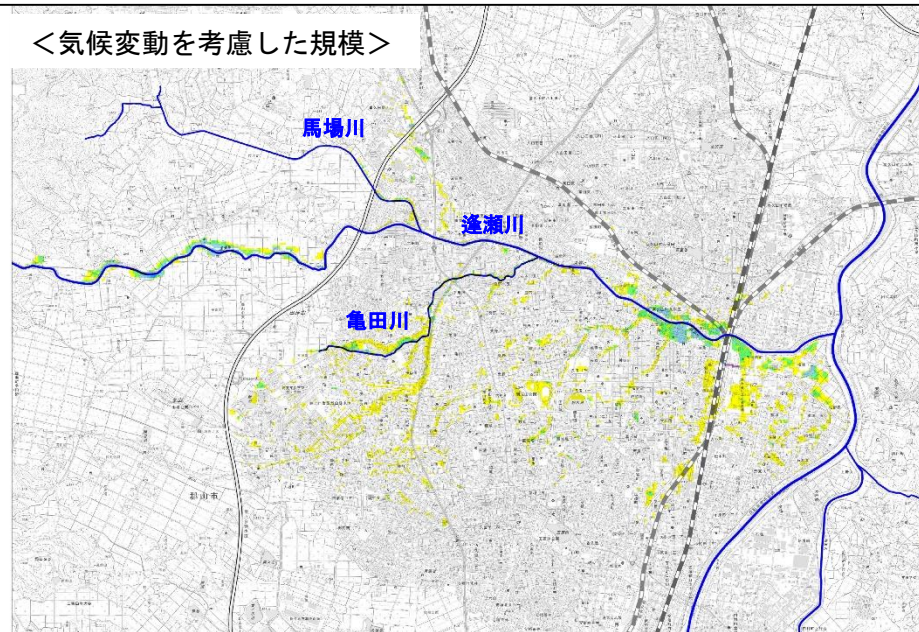
第3回 流域水害
対策検討会より

○構築したモデルを用いて、現時点を対象に整備計画規模、気候変動を考慮した規模及び令和元年東日本台風における氾濫状況を把握した。

＜整備計画規模＞

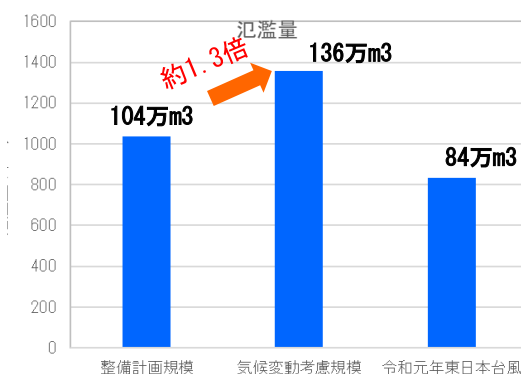
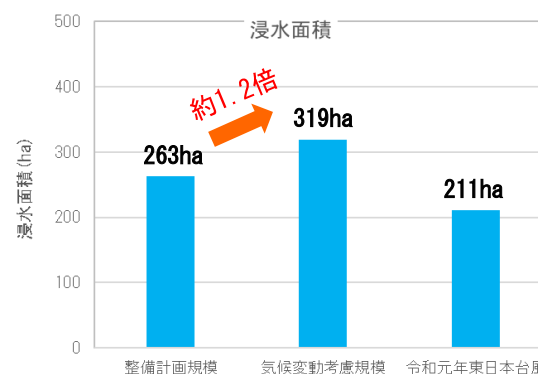
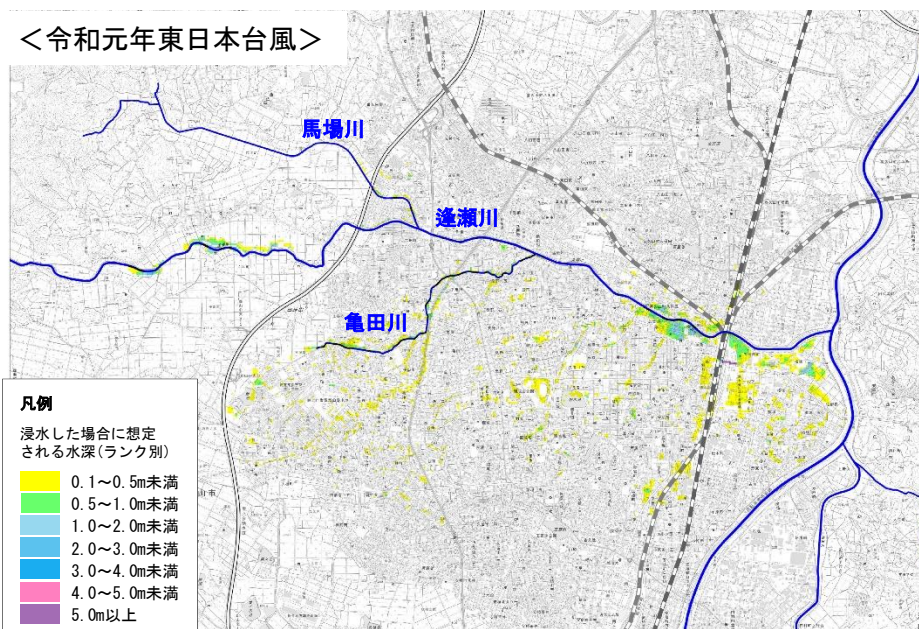


＜気候変動を考慮した規模＞



※氾濫条件は越水のみ（破堤なし）
※阿武隈川からの越水は考慮していない

＜令和元年東日本台風＞



※集計は水深0.1m以上を対象

○浸水面積、氾濫量とも、最も大きいのは「気候変動を考慮した規模」となった。

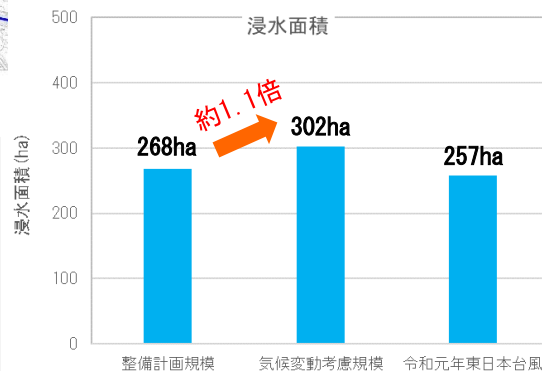
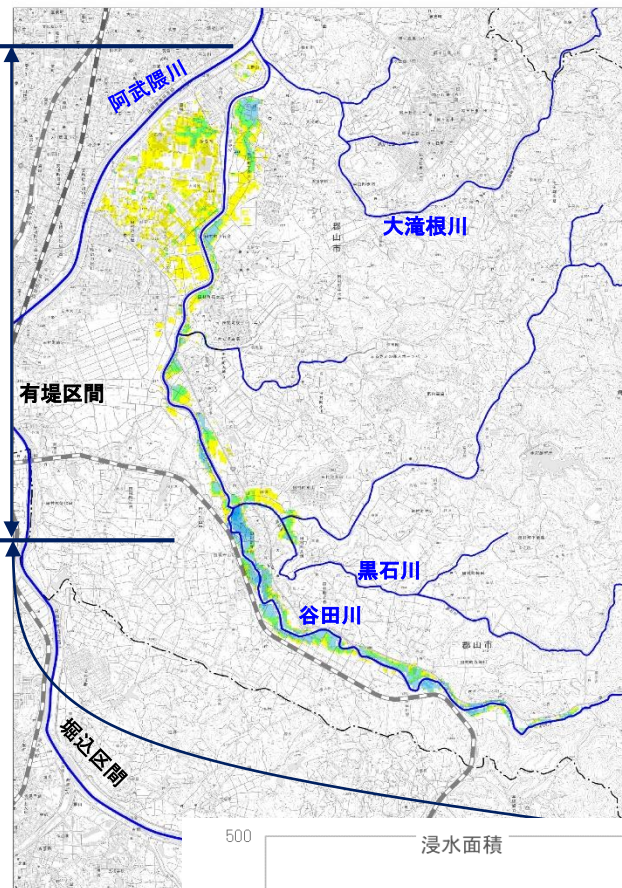
○現計画規模と気候変動を考慮した規模を比べると、内外水あわせた浸水面積で約1.2倍、氾濫量で約1.3倍の結果となった。

現時点における谷田川の氾濫状況

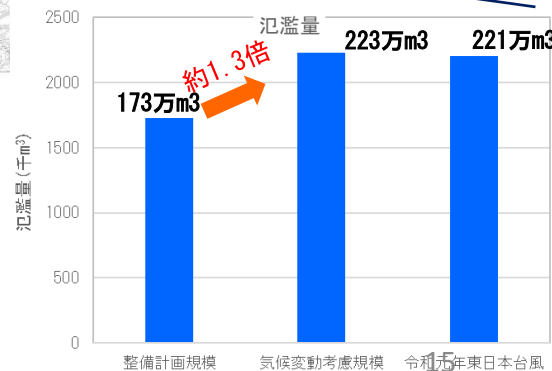
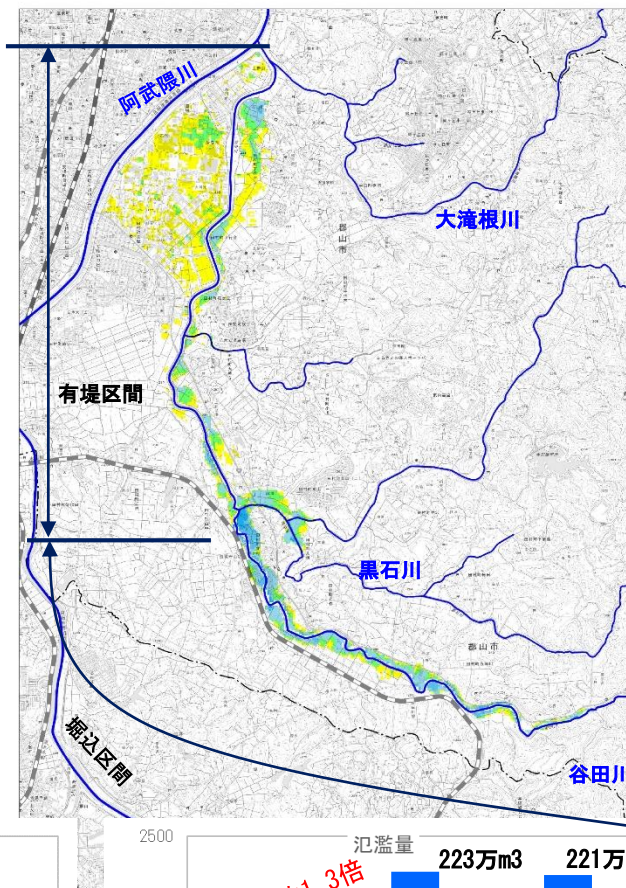
第3回 流域水害
対策検討会より

○構築したモデルを用いて、現時点を対象に整備計画規模、気候変動を考慮した規模及び令和元年東日本台風における氾濫状況を把握した。

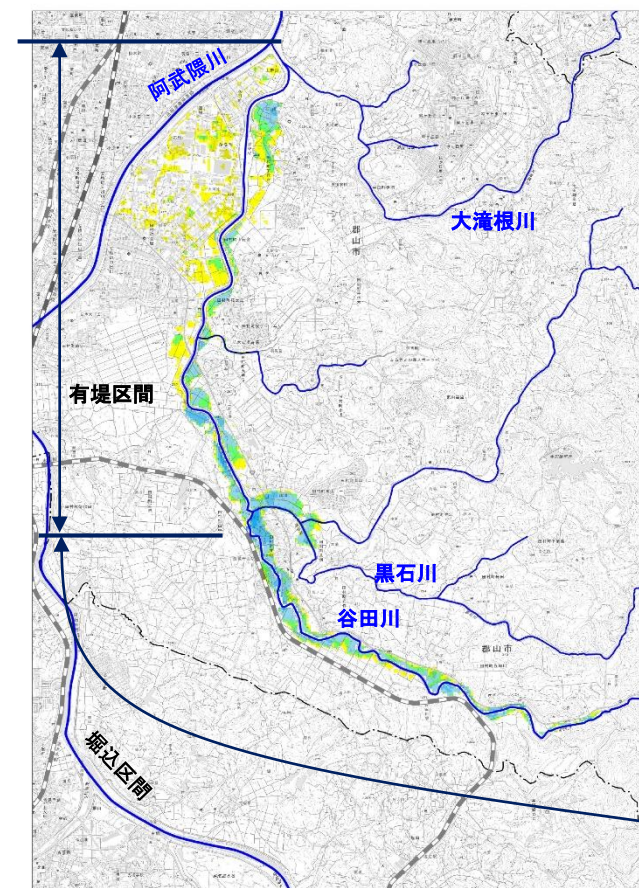
＜整備計画規模＞



＜気候変動を考慮した規模＞



＜令和元年東日本台風＞



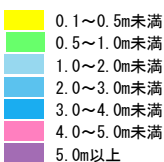
※氾濫条件は越水のみ（破堤なし）
※阿武隈川からの越水は考慮していない

○浸水面積、氾濫量とも、最も大きいのは「気候変動を考慮した規模」となった。

○現計画規模と気候変動を考慮した規模を比べると、内外水あわせた浸水面積で約1.1倍、氾濫量で約1.3倍の結果となった。

凡例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）



2. 逢瀬川・谷田川流域の 特定都市河川指定

逢瀬川流域の特定都市河川指定

○ 阿武隈川水系逢瀬川等を特定都市河川に指定（令和6年7月1日）

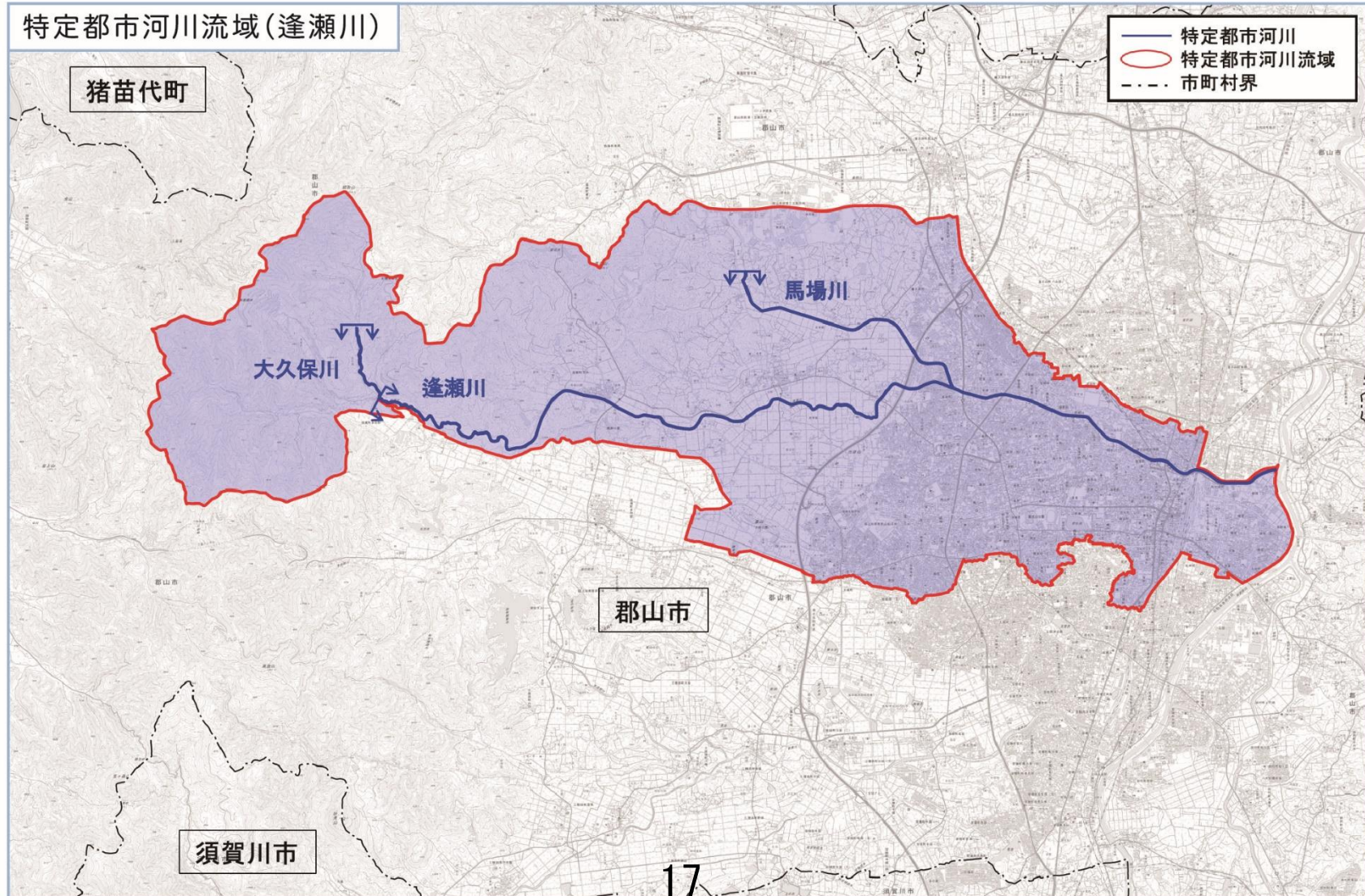
河川区間：阿武隈川水系逢瀬川等の計3河川

流域面積：56.6km²

流域内市町村数 1 郡山市

【指定河川】

■ 阿武隈川水系逢瀬川等
逢瀬川、馬場川、大久保川



谷田川流域の特定都市河川指定

○ 阿武隈川水系谷田川等を特定都市河川に指定（令和6年7月1日）

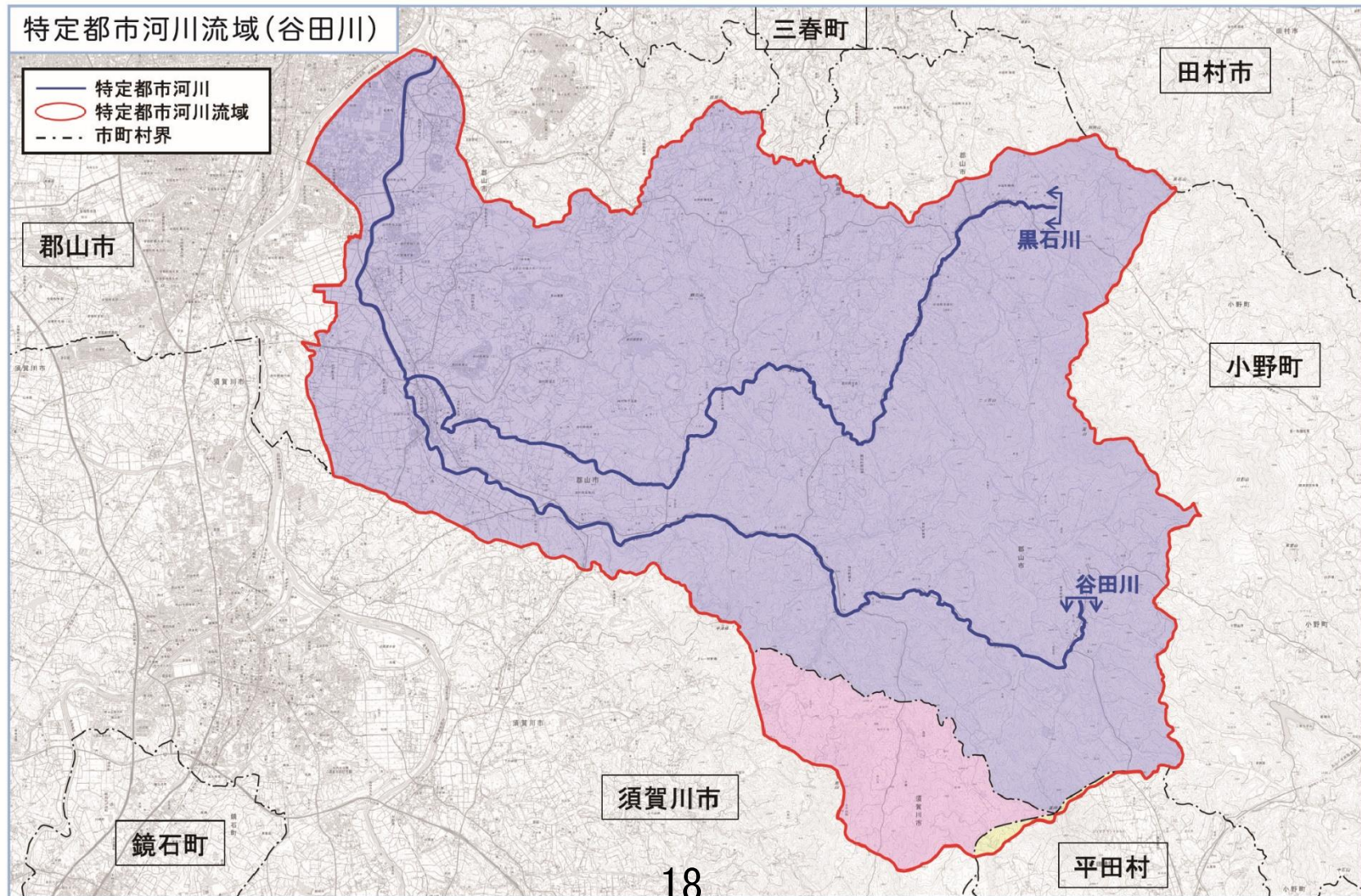
河川区間：阿武隈川水系谷田川等の計2河川

流域面積：137.5km²

流域内市町村数 3 郡山市、須賀川市、平田村

【指定河川】

■ 阿武隈川水系谷田川等
谷田川、黒石川



3. 浸水被害対策の基本的な考え方

流域水害対策の基本的な考え方

- 逢瀬川・谷田川は、河道の特性として阿武隈川との合流点付近の河床勾配が緩やかであり、かつ、洪水の特性として阿武隈川と概ね同時刻に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい。
- 近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると逢瀬川・谷田川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定される。
- 流域全体のあらゆる関係者が協働し、土地利用状況及び地形特性等を踏まえ、下記の3つの視点から流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることにより、浸水被害の最小化を図る。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

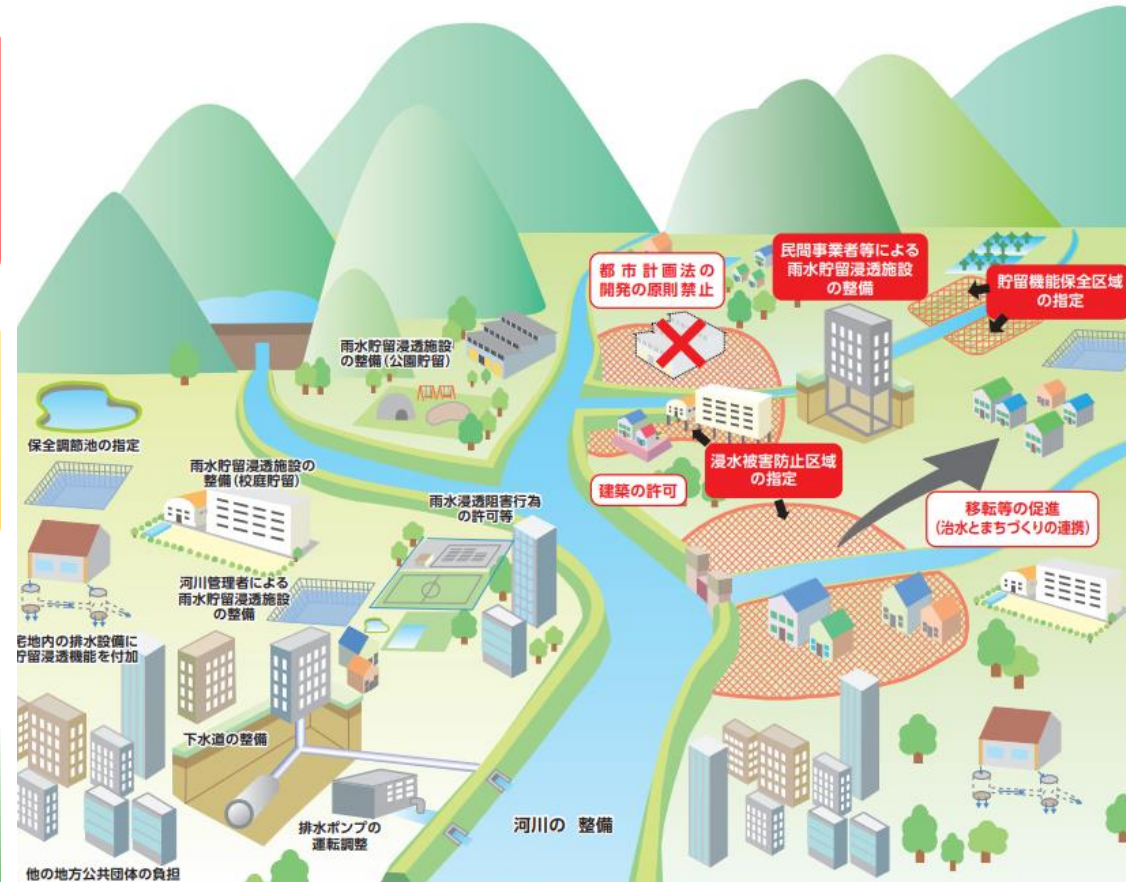
- ・ 河道掘削、浚渫
- ・ 堤防整備、分水路
- ・ 雨水貯留浸透施設等の整備、田んぼダム、ため池の治水活用 等

②被害対象を減少させるための対策

- ・ 立地適正化計画における居住誘導区域内での防災指針の策定
- ・ 貯留保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定等

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

- ・ 浸水想定区域図、ハザードマップの周知、出前講座による水害リスクに対する理解促進
- ・ 洪水対策資材の提供、マイタイムラインの普及啓発等による避難実行性の確保 等
- ・ 浸水センサーの設置や排水ポンプ車の配備



浸水被害対策のイメージ

(1) 現在の取組

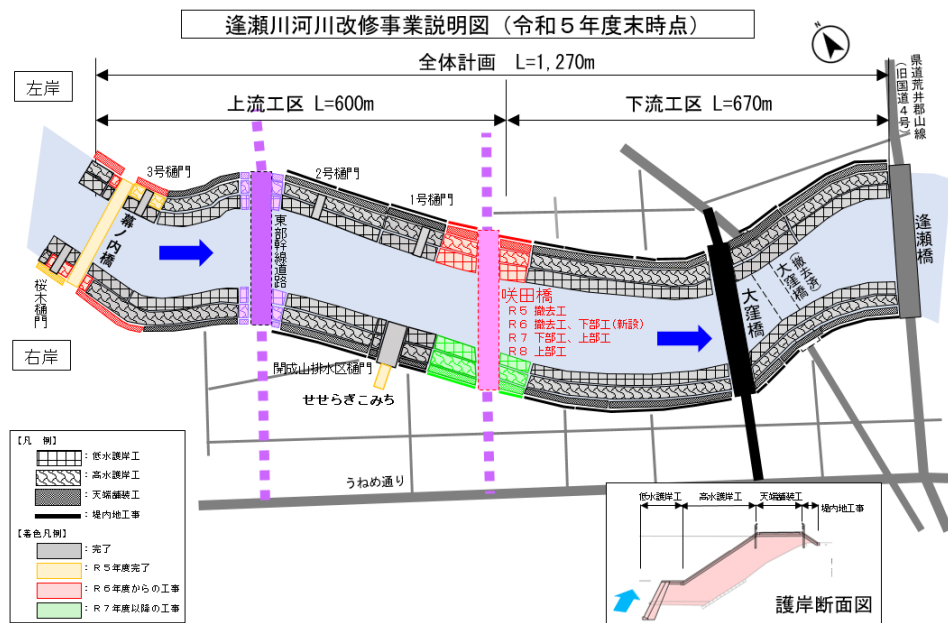
（１）現在の取組

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

逢瀬川流域におけるこれまでの浸水被害対策

《これまでの浸水被害対策》

- 河川整備計画等に基づく、一級河川逢瀬川や準用河川亀田川などの河川改修
⇒一定規模の降雨に対して、洪水等による災害の発生を防止
- 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（100mm安心プラン）に基づく、下水道（雨水貯留）施設の整備
⇒局地的大雨により一時的に下水道の排水能力を超えることで発生する内水氾濫を軽減



逢瀬橋から大窪橋間

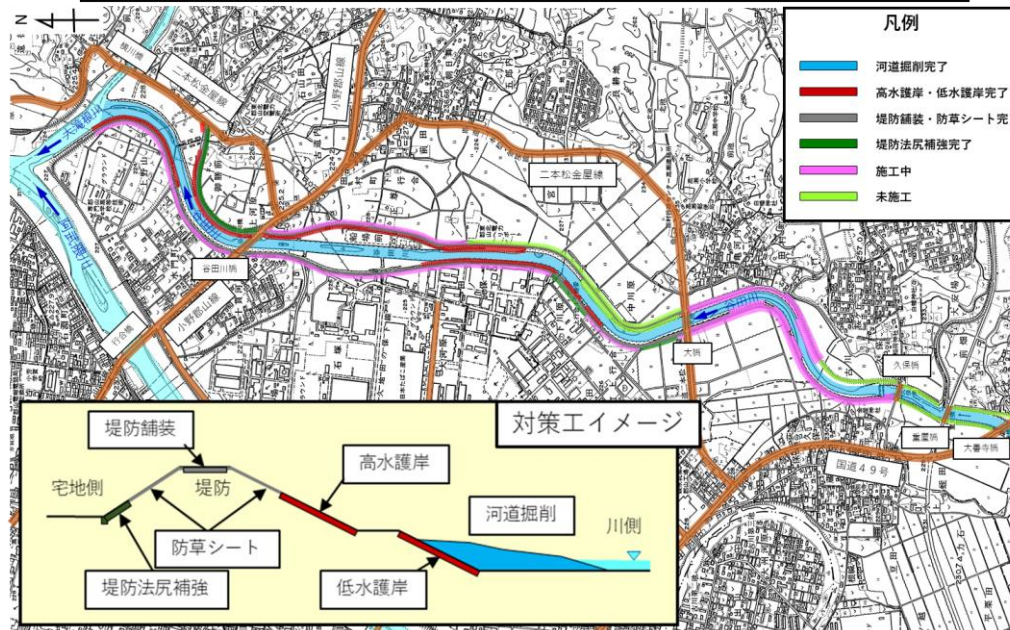


谷田川流域におけるこれまでの浸水被害対策

《これまでの浸水被害対策》

- 河川整備計画等に基づく、一級河川谷田川や一級河川黒石川などの河川改修
⇒一定規模の降雨に対して、洪水等による災害の発生を防止
- 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（100mm安心プラン）に基づく、下水道（雨水貯留）施設の整備
⇒局所的大雨により一時的に下水道の排水能力を超えることで発生する内水氾濫を軽減

谷田川における河道掘削及び堤防補強状況 ※国道49号より下流4.62km



雨水活用補助金制度(郡山市)

雨水について 考えてみましょう



田畑が多かった昔、雨が降ると、ほとんどの雨水は地面にしみ込んでいました。
しかし現在は、地面の多くが建物や舗装によって覆われているため、雨水はもっぱら側溝や下水道を通じて河川に流れていきます。

その結果、大量の雨が降ると、低い土地での浸水や河川での氾濫が起きやすくなりました。また、雨水が地面にしみ込まないことにより、地下水が減少・枯渇するようになりました。

このような被害を防ぐためには河川や雨水管の整備だけでなく、降った雨が一度に流れ込まないように
地域全体で貯留浸透能力を高め、雨水の流出を抑制する必要があります。



貯留浸透能力を高める!! ってどういうこと?

もしもなければ雨水は高いところから低いところへ流れていってしまいます。そして、水はけの悪い低地で溜まり、浸水被害が発生してしまうのです。この雨水を浸透施設を使ってできるだけ土に還す、または雨水貯留施設のために晴天時に利用することで地域全体の貯留浸透能力を高めることができます。



郡山市ではこれらの施設を
公共下水道全体計画区域内

において設置する場合、

工事費または購入費の2/3を補助

しています。みなさんとともに雨水の流出を抑制し、
浸水に強い安全な都市をつくりましょう。

※ 限度額がありますので詳しくは最終ページをご覧ください。

雨水貯留・ 浸透施設 ってどんなもの?



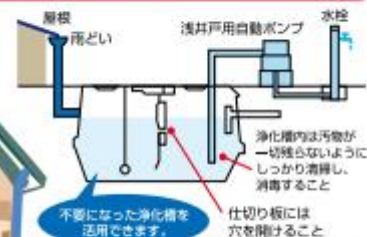
公共下水道への接続により不用となった浄化槽を転用する等
「浄化槽転用等雨水貯留施設」と、

地下にしみ込ませる
「雨水浸透ます」と、

屋根に降った雨を雨どいからためる
「雨水貯留タンク」があります。

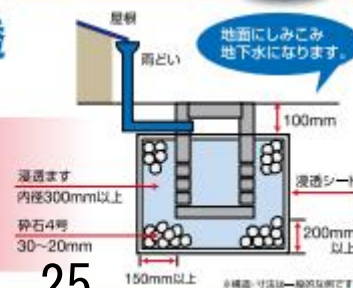
浄化槽転用等雨水貯留施設

公共下水道への接続により不用となった浄化槽を転用又は新たに貯留槽を設置し、屋根に降った雨を雨どいからためる施設。浅井戸用自動ポンプ及び散水栓を備えている施設が補助対象となります。



雨水浸透 ます

屋根に降った雨を
雨どいから
雨水浸透ますに
送り、雨水を
土に還す施設。



雨水貯留 タンク

屋根に降った雨を雨どいから
ためる施設。
水栓を備えた市販の専用製品で、
貯留量が100リットル以上の
ものが補助対象となります。



田んぼダムやため池の取組(郡山市)

農地・農業用施設を活用した流域治水の取り組みとして、逢瀬川流域の「田んぼダム普及促進」と「ため池の防災・減災力強化」を図り、雨水貯留機能向上による浸水被害軽減を目指す。

田んぼダム（排水柵・水位調整板等設置）

○排水柵・水位調整板等 設置面積 47.4ha （2022年度末）

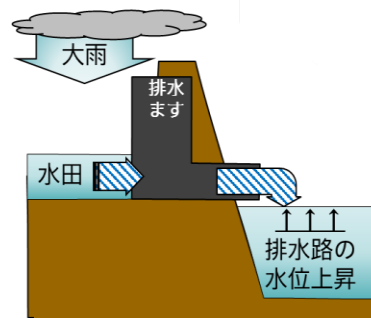


田んぼダム実施エリア

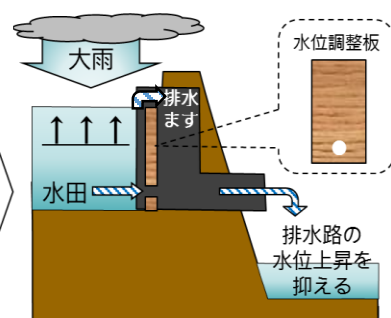


田んぼダム概念図

田んぼダム 未実施水田



田んぼダム 実施水田



ため池防災・減災事業

ため池が有する雨水貯留等の機能を最大限に活用し、下流域における防災・減災力を強化するため、ため池の浚渫及び放流施設を整備する。

【浚渫工事】

堆積土砂の撤去による貯水量の増加
令和5年度末：3池



【放流施設工事】

緊急放流が可能となる放流施設整備
令和5年度末：2池



（１）現在の取組

②被害の軽減早期復旧・復興の対策

危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置

- ※1 水位が上昇した時に水位情報を提供する水位計で、川の水位が上昇した時のみ、10分毎の観測データが送られてきて、「川の防災情報」や「川の水位情報」でリアルタイムに公開されます。
- ※2 電源・通信ケーブルの確保不要で容易に設置可能であり、ズームや首振り機能を削除するなど機能を限定し、設置・ランニングコストを低減させたカメラです。5分間隔で静止画をデータ送信し、上記のウェブサイトでリアルタイムに公開されます。



水位計の設置状況
＜逢瀬川（逢瀬橋）・郡山市＞

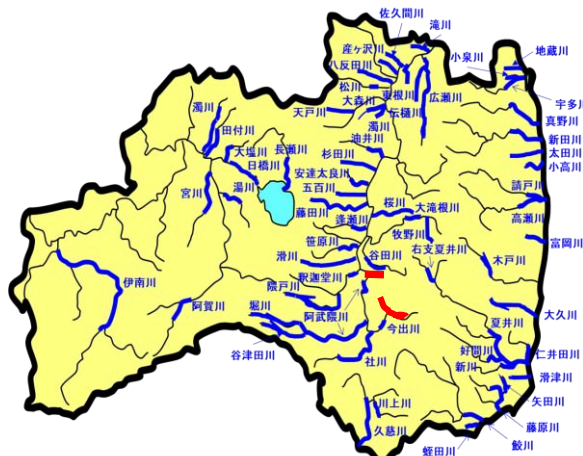


スマートフォンによる河川監視カメラ、河川水位の表示例
＜逢瀬川（逢瀬橋）・郡山市＞

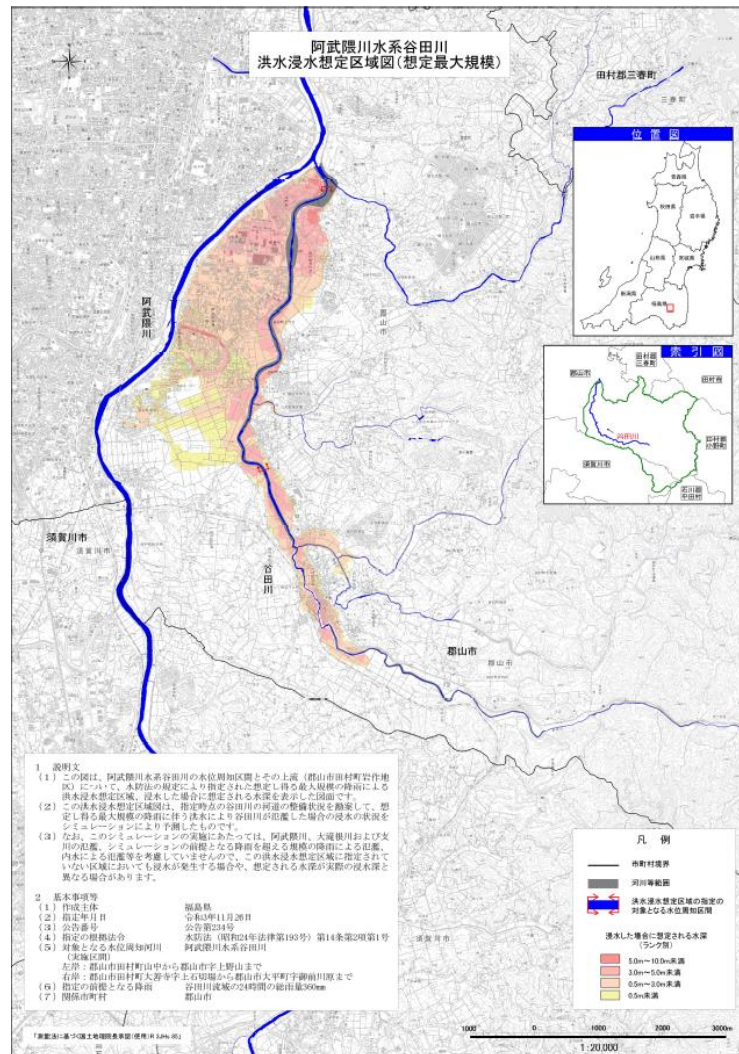
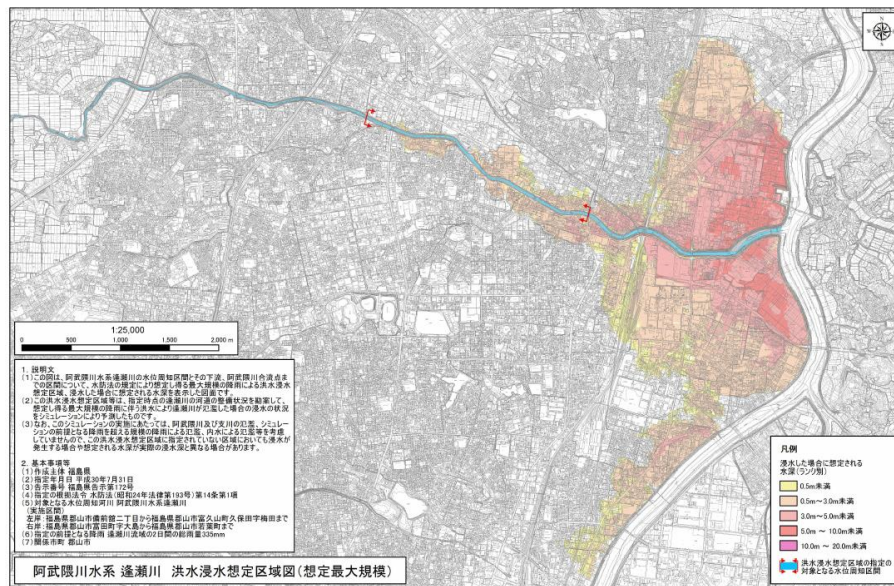
洪水浸水想定区域図の公表

水位周知河川及び洪水予報河川の63河川（逢瀬川、谷田川を含む）について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の作成と公表を進めています。

さらに、水害リスク情報の空白地帯の解消を図るため、水位周知河川等以外で周辺に防護対象となる住宅等が存する河川においても、計画的に浸水想定区域図の作成を進めており、全440河川で作成していきます。



水位周知河川及び洪水予報河川（63河川）



排水ポンプ車の配備

1 排水ポンプ車の配備状況

○県内には国と市で合計 21 台

	会津	中通り	浜通り	合計
国	4	9	0	13
市	0	6	2	8
計	4	15	2	21

○ポンプ車の配置状況

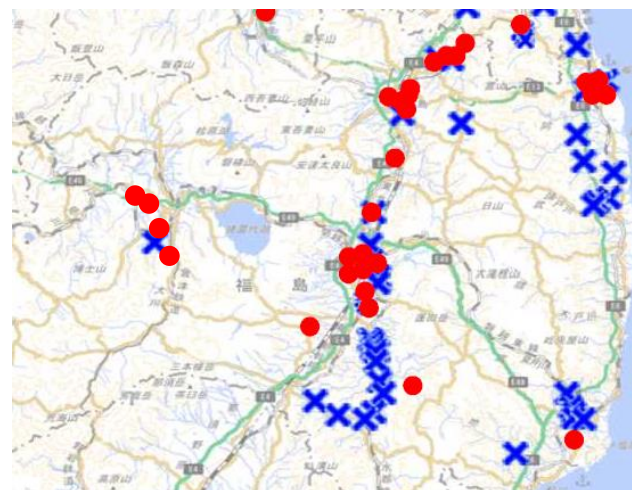
■	福島河川国道事務所
■	阿賀川河川事務所
■	市

他県：16都府県で導入

2 令和元年東日本台風時の状況

令和元年東日本台風時には、国土交通省へ各市町村が要請を行い、県内の排水ポンプ車と全国の地整からの応援で集まった排水ポンプ車で排水作業を行った。

会津 4箇所
中通り 22箇所
浜通り 9箇所
合計 35箇所



凡例

×：破堤箇所

●：排水ポンプ車稼働箇所

情報提供
福島河川国道事務所
阿賀川河川事務所



福島河川国道事務所と郡山市による排水ポンプ車の操作訓練状況（国土交通省HPより）



令和元年における排水ポンプ車の稼働状況（国土交通省HPより）

ワンコイン浸水センサ実証実験

- 国土交通省では、住民の避難の迅速化に向けて、浸水の危険性のある地域に浸水センサーの設置を推奨
- 県及び市町では避難の迅速化を図るため国土交通省の実証事業を活用し、浸水センサーを設置
- 浸水センサーは小型の簡易的なもので、その形状からワンコインセンサーとも呼ばれる。
- 浸水によりセンサーが発する電波が遮断されることで感知し、浸水箇所を確認
(将来的には、浸水箇所のWebサイト上での公表を見込む)
- 県設置数： 36箇所(7町村、福島市、伊達市、本宮市、郡山市、小野町、白河市、いわき市)
県管理道路のアンダーボックス等の冠水箇所や県管理河川の溢水・越水想定箇所等に設置
- 市町設置数： 161箇所(7町村、福島市、伊達市、本宮市、郡山市、小野町、白河市、いわき市)
浸水が発生しやすい低い土地等に設置



光陽無線(株)
／太陽誘電(株)



京セラコミュニケーションシステム(株)／マスプロ電機(株)

設置予定箇所



郡山市水門町地内
(小野郡山線)

（２）特定都市河川の指定によって みんなできる５つのこと

みんなでできる5つのこと

今回策定

令和6年7月1日より施行

みんなが参加できる仕組み

②



流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会

計画に基づくハード対策の加速化

③



特定都 市河川・
特定都市下 水道の整備

雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制

①



雨水浸透阻害行為の許可
雨水貯留浸透施設整備計画の認定

流域における貯留機能の保全

④



保全調整池の指定
貯留機能保全区域の指定

水害リスクを減らすまちづくり
住まい方の工夫

⑤



浸水被害防止区域の指定

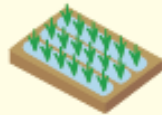
①雨水流出の増加を抑制雨水

一定規模*以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付け

※1,000㎡。ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲内で別に定めることが可能。

雨水浸透阻害行為の例

① 「宅地等」にするために
行う土地の形質の変更



耕地



宅地



② 土地の舗装



耕地



駐車場



③ 排水施設を伴う
ゴルフ場、運動場の
設置



林



運動場



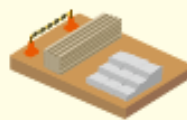
④ ローター等により土地
を締め固める行為



原野



資材置場



逢瀬川流域・谷田川流域の特定都市河川
説明会状況 (R6.6.30 郡山イオンタウン)
雨水浸透阻害行為について説明

逢瀬川流域、谷田川流域は令和6年7月1日から施行

②みんなが参加できる仕組み（流域水害対策協議会）

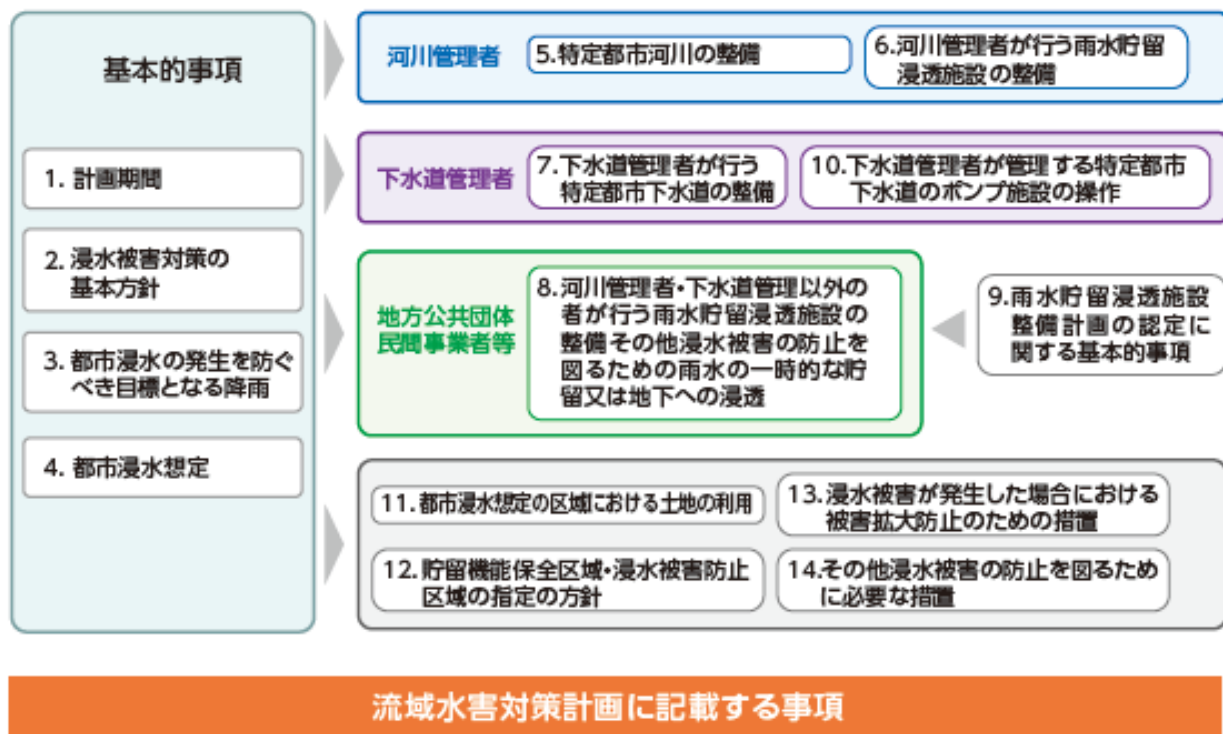


釈迦堂川流域水害対策協議会発足会状況(R6.05.31)



釈迦堂川流域水害対策協議会発足会状況(R6.05.31)

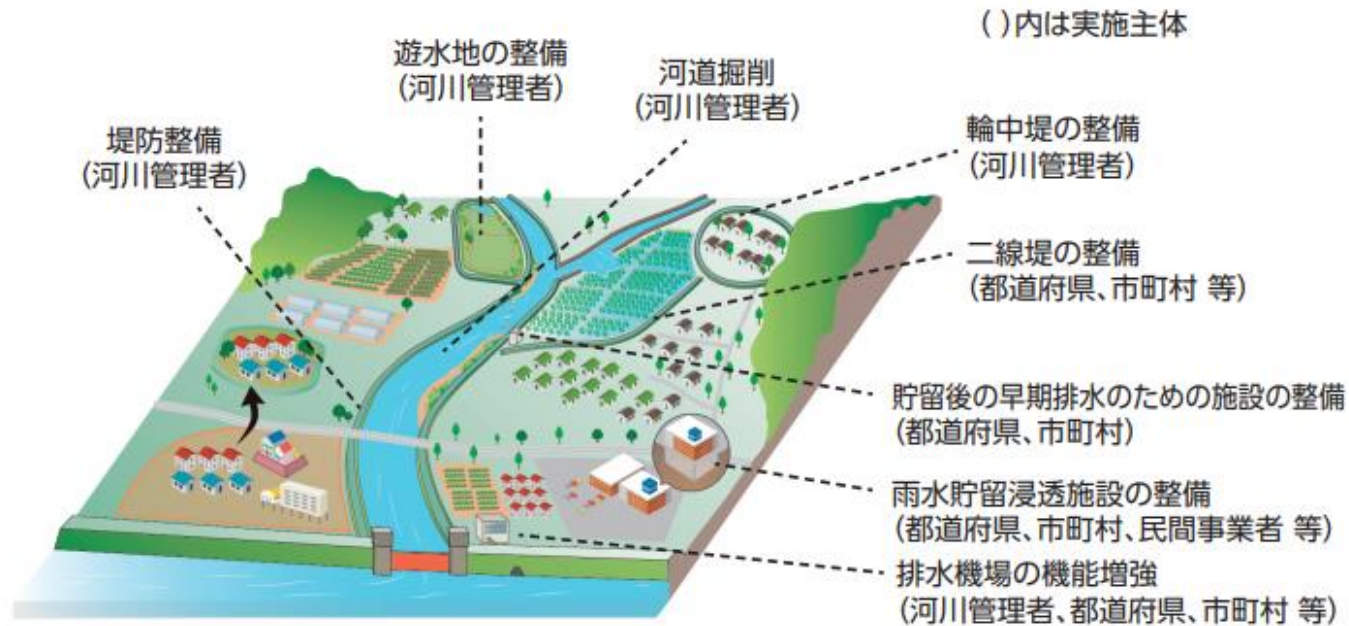
特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定



流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する流域水害対策協議会を設置

③計画に基づくハード対策の加速化

特定都市河川におけるハード対策（河川）の例



下水道浸水被害軽減総合事業の例

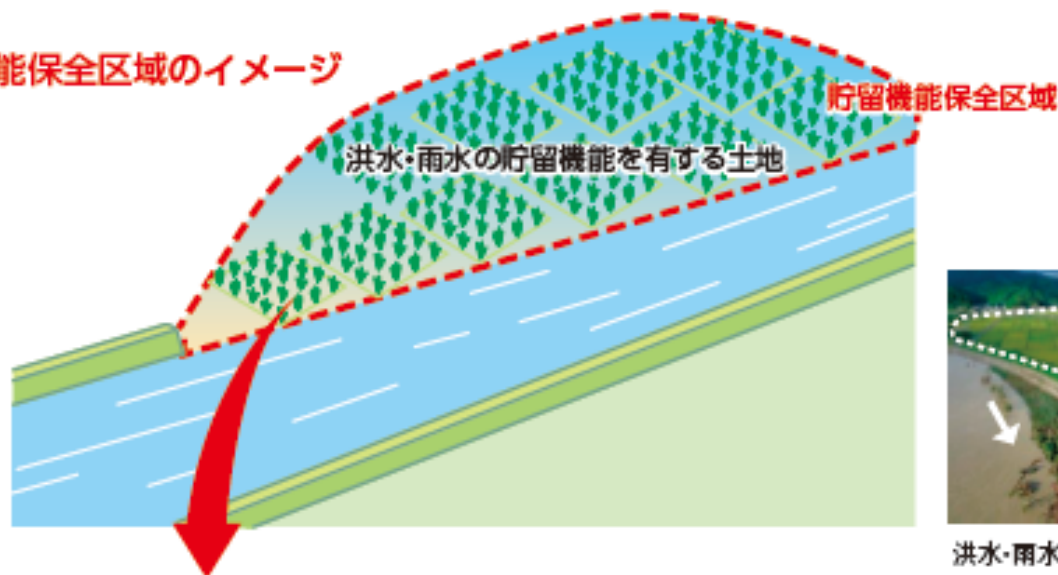


④流域における貯留保全機能の保全

対策例：貯留保全区域の設定

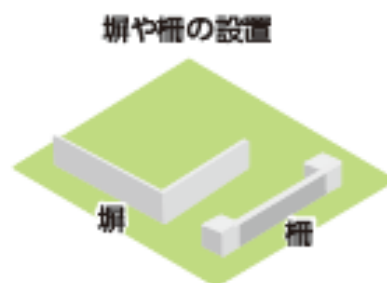
- ・河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定できる
- ・機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け
- ・固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減

貯留機能保全区域のイメージ



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例



⑤水害でリスクを減らすまちづくり（浸水被害防止区域の指定）

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

居住を避ける

- ・自己住居用の住宅以外の開発行為について、原則禁止
- ・立地適性化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る

- ・住宅(非自己)、要配慮者施設※建築のための盛土・切土等を伴う行為(特定開発行為)を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか等の事前許可が必要
- ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設の建築行為(特定建築行為)を対象に、居室の床高を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要

※要配慮者施設：社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

移転を促す

- ・被災前に安全な土地への移転を推進することが可能となるよう、移転に関する各種支援制度の活用が可能

浸水被害防止区域のイメージ



4. 流域水害対策計画に定める事項

特定都市河川の指定によってみんなでできる5つのこと

今回策定

令和6年7月1日より施行



国土交通省「特定都市河川」のパンフレットより

③から⑤の取組を②流域水害対策計画に位置づけることが可能

流域水害対策計画に定める事項

浸水被害対策の基本方針



計画期間



計画対象降雨

(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)



都市浸水想定（現況の評価）

※計画対象降雨に伴う浸水想定



各種水害対策に関する事項



河川管理者主体

- ・特定都市河川の整備
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備 等

下水道管理者主体

- ・特定都市下水道の整備
- ・特定都市下水道のポンプ施設の操作 等

河川、下水道管理者以外の者が主体

- ・雨水貯留浸透施設の整備、その他雨水の一時的な貯留、又は地下への浸透、排水施設の整備 等
- ・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項 等

ハード・ソフト

- ・都市浸水想定区域における土地利用
- ・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定
- ・浸水被害の拡大を防止するための措置 等

阿武隈川水系逢瀬川・谷田川

【流域水害対策計画】

令和〇年〇月

流域水害対策協議会

【目次構成（案）】

(法第4条第2項に規定)

- 第1章 計画期間
- 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- 第3章 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- 第4章 都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
- 第5章 特定都市河川の整備に関する事項
- 第6章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- 第7章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
- 第8章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- 第9章 雨水貯留浸透施設整備計画に認定に関する基本的事項
- 第10章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
- 第11章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
- 第12章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定方針
- 第13章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- 第14章 その他の浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項